



2022年4月27日

各 位

会社名 株式会社 U A C J
代表者名 代表取締役社長 石原 美幸
(コード番号 5741 東証プライム)
問合せ先 総務・広報部長 山崎 幸三
(TEL 03-6202-3315)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2022年6月22日開催予定の第9期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、経営の監督と業務執行の分離を明確にし、取締役会の監督機能のさらなる向上を図るため、次の通り変更するものであります。
 - ①変更案第 21 条は、社長を業務執行の最高責任者である執行役員の役位と整理し、取締役の役位から社長を廃止するものであります。
 - ②変更案第 22 条は、取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、取締役の互選により取締役会議長を選定できるよう変更するものであります。
 - ③変更案第 27 条は、執行役員の選任方法および役割等を定款上明確にするものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、次の通り変更するものであります。
 - ①変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 15 条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴う必要な文言の加除(変更案第 14 条)、条数の整備等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月22日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月22日(予定)

以上

【別紙】

(注) 下線は変更箇所を示します。

現行定款	変更後の定款案
<p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役会長および取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>②当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって<u>取締役会長1名、取締役社長1名</u>を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって<u>取締役会長1名</u>を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役会長および取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(執行役員)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって<u>執行役員を定め、取締役会の監督のもとで業務を執行させることができる。</u></p> <p>②取締役会は、その決議によって<u>執行役員の中から社長執行役員1名およびその他の役付執行役員を定めることができる。</u></p>

<p>第27条～第38条 (条文省略)</p>	<p>(以降条数繰り下げ) 第28条～第39条 (現行どおり)</p>
<p><新設></p>	<p>(附則) ①現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。 ②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 ③本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>